

平成 30 年第 4 回臨時会

むかわ町議会会議録

平成30年 11月 9 日 開会

平成30年 11月 9 日 閉会

むかわ町議会

平成30年第4回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (11月9日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
派遣職員の紹介	6
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
町長行政報告及び提出事件の大要説明	7
承認第13号から承認第14号の一括上程、説明、質疑、採決	9
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
議案第54号から議案第55号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	20
閉議及び閉会	44
署名議員	45

むかわ町告示第59号

平成30年第4回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年11月6日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成30年11月9日（金）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

3 付議事件

町長から提出あった事件

承 認

承認第13号 専決処分につき承認を求める件

（平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第7号））

承認第14号 専決処分につき承認を求める件

（平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号））

議 案

議案第52号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例案

議案第53号 土地改良事業の施行に関する件

議案第54号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）

議案第55号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第3号）

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

2番	舞	良	喜	久	議員	3番	山	崎	満	敬	議員
4番	佐	藤		守	議員	5番	大	松	紀	美子	議員
6番	三	上	純	一	議員	7番	野	田	省	一	議員
8番	三	倉	英	規	議員	9番	星		正	臣	議員
10番	津	川		篤	議員	11番	北	村		修	議員
12番	中	島		勲	議員	13番	小	坂	利	政	議員

不応招議員（1名）

1番 東 千 吉 議員

平成30年第4回むかわ町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成30年11月9日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明

町長提出事件

- 第 5 承認第13号 専決処分につき承認を求める件
(平成30年度むかわ町一般会計補正予算(第7号))
- 第 6 承認第14号 専決処分につき承認を求める件
(平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算(第3号))
- 第 7 議案第52号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第53号 土地改良事業の施行に関する件
- 第 9 議案第54号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算(第8号)
- 第10 議案第55号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

2番	舞 良 喜 久 議員	3番	山 崎 満 敬 議員
4番	佐 藤 守 議員	5番	大 松 紀美子 議員
6番	三 上 純 一 議員	7番	野 田 省 一 議員
8番	三 倉 英 規 議員	9番	星 正 臣 議員
10番	津 川 篤 議員	11番	北 村 修 議員

12番 中島 勲 議員

13番 小坂 利政 議員

欠席議員（1名）

1番 東 千吉 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋 谷 昌 彦
支 所 長	田 所 隆	会 計 管 理 者	藤 井 清 和
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参事	大 塚 治 樹
総務企画課参事	上 坂 勇 人	総務企画課主幹	梅 津 晶
総務企画課主幹	柴 田 巨 樹	総務企画課主幹	西 幸 宏
町民生活課長	萬 純二郎	町民生活課主幹	飯 田 洋 明
健康福祉課長	高 橋 道 雄	健康福祉課主幹	今 井 喜代子
健康福祉課主幹	藤 田 浩 樹	産業振興課長	酒 卷 宏 臣
産業振興課主幹	東 和 博	産業振興課主幹	今 井 巧
産業振興課主幹	松 本 洋	建設水道課長	山 本 徹
建設水道課主幹	江 後 秀 也	建設水道課主幹	兄 後 敏 彦
地域振興課長	石 川 英 毅	地域振興課主幹	長谷山 一 樹
地域振興課主幹	菅 原 光 博	恐竜ワールド戦略室長	加 藤 英 樹
恐竜ワールド戦略室主幹	櫻 井 和 彦	地域経済課長	吉 田 直 司
地域経済課主幹	高 木 龍一郎	地域経済課主幹	西 村 和 将
国民健康保険穂別診療所事務長	藤 江 伸	教 育 長	長谷川 孝 雄

生涯学習課長	齊 藤 春 樹	教育振興室長	田 口 博
生涯学習課 主 幹	上 田 光 男	生涯学習課 主 幹	佐々木 義 弘
選挙管理委員 会事務局長	成 田 忠 則	農業委員 会事務局長	鎌 田 晃
農業委員 会支 局長	高 木 龍一郎	監 査 委 員	数 矢 伸 二

事務局職員出席者

事 務 局 長	八 木 敏 彦	主 査	長谷山 美 香
---------	---------	-----	---------

◎派遣職員の紹介

○議長（小坂利政君） 本会議が始まる前の時間をおかりいたしまして、11月5日付で北海道から災害対応の人的支援として派遣された職員を御紹介申し上げたいと思います。

お願いします。

○総務企画課長（成田忠則君） それでは、私から御紹介申し上げます。

上坂勇人総務企画課参事でございます。担当は復興計画、復興に向けた総合調整業務を担っていただきます。

本人から一言御挨拶申し上げます。

○総務企画課参事（上坂勇人君） 上坂でございます。よろしく願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第4回むかわ町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、星 正臣議員、10番、津川 篤議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定についてお諮りします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第87号のとおりですので、御了承願います。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申し出がありますので、これを許します。
竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

平成30年第4回むかわ町議会臨時会に当たりまして、議員の皆様には時節柄お忙しい中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

概要説明の前に、胆振東部地震の状況と対応について申し上げたいと思います。

まず、避難をされている方々の状況でございます。

10月10日に四季の館に65名の方が避難生活をされておりましたが、北海道が建設した応急仮設住宅が10月31日に完成し、避難所から13世帯の方々が仮設住宅に移られたほか、住宅の片づけが済んで自宅へ戻られた方などにより、本日現在、12名の方が避難所で生活をしている状況でございます。

また、現在も避難所生活をしている方々へは帰宅困難な事情を聞き取りしており、ほとんどの皆さんが自宅に戻られる意向と環境も整っていることを確認していることから、今月11日には、松風のふれあい町民会館におきまして自主運営する避難所を開設し、四季の館の避難所を閉鎖する予定でございます。そして、この間、避難所として利用してまいりました四季の館につきましては、11月1日から温泉の利用が可能となり、ホテルも11月3日から営業を開始となりましたが、プール、ホールなどに修繕が必要なことから、全館利用に向けて対応を進めてまいりますので、町民皆様の御理解と御協力をいただきたいと思います。

次に、仮設住宅につきましては、11月1日には25世帯に鍵の引き渡しを行ったところですが、現在、応急仮設住宅への入居希望数は10世帯あり、引き続き仮設住宅の申し込みを受け付け、2期目の建設工事を進めてまいります。

次に、家屋をはじめとする建物被害につきましては、罹災証明交付申請に基づき調査を進めているところをごさいます、11月8日現在、全壊建物が138棟、大規模半壊12棟、半壊150棟、一部損壊は1,147棟に及んでいるところであり、今後も申請に基づく調査を実施してまいります。

今回の震災により半壊以上の建物被害につきましては、周辺の環境面に配慮し町費で解体を行うこととし、10月15日から受け付けを開始しており、危険な建物から順次解体を進めてまいります。

町では、国や北海道とともに被災を受けた町民の皆さんに対する支援策も講じてきておりますが、この間、人口の流出も多くなっているところをごさいます。発災当初、9月6日、8,281人あった人口につきましては、11月6日現在8,180人と101人減少しております。転出の状況におきましては、前年同期より約40人の人口流出の増となっており、地震が原因で町外へ住居を求めた結果が人口減少に影響があったものと捉えております。

なお、今回の震災におきまして、被災箇所の復旧や被災者の方々が一日も早く日常生活を取り戻せるよう全力を挙げて取り組んできているところであり、国あるいは北海道に対し災害復旧に向けた緊急要望事項として、農林水産業被害への支援、商店街の復旧・復興に向けたグループ補助金の適用、被災家屋の解体にかかわる補助拡大の、そして復興に向けた財政措置としての復興基金の創設、鵜川高等学校の生徒寮の被災対応、被災地への電力の安定供給、防災情報通信基盤の強化、JR日高線の早期復旧、歴史的建築物の再建支援などなど、これまで機会あるごとに要望提案を行ってきているところをごさいます。

今後におきましても、生活の基盤、産業の基盤をしっかりと再生させ、住み続けてよかったと思えるまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様には、改めて御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会で御審議いただく事件をごさいます。

承認2件、議案4件をごさいます。

承認第13号 専決処分につき承認を求める件につきましては、平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）を平成30年10月15日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものをごさいます。

承認第14号 専決処分につき承認を求める件につきましては、平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）を平成30年10月15日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第52号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、災害義援金配分委員会の設置により、所要の改正を行うものでございます。

議案第53号 土地改良事業の施行に関する件につきましては、災害復旧のため急速に土地改良事業を行う必要があることから、応急工事計画について議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第54号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）、議案第55号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、いずれも事業の必要性から、所要額の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） これで町長行政報告及び提出事件の大要説明は終わりました。

◎承認第13号から承認第14号の一括上程、説明、質疑、採決

○議長（小坂利政君） 日程第5、承認第13号 専決処分につき承認を求める件（平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第7号））から日程第6、承認第14号 専決処分につき承認を求める件（平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号））までの2件を一括議題とします。

承認第13号、承認第14号の2件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 御説明の前に、10月10日開催の第3回臨時会におきまして配付しました予算説明資料の差しかえ分としまして、お手元のほうに配付をさせていただいております。後ほど、差しかえのほどお願いしたいと思います。

承認第13号から承認第14号まで一括して御説明申し上げます。

まず初めに、承認第13号の専決処分報告につき承認を求める件でございます。

議案書の1ページをお開きください。

承認第13号につきましては、平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）でございまして、平成30年9月6日発生 of 北海道胆振東部地震による施設の修繕や工事に要する経費、被災者支援に要する経費について所要の補正を平成30年10月15日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案の2ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,156万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億7,567万9,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます議案説明資料及び平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

予算措置の内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。

平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）に関する説明書の4ページでございます。

2款総務費、1項3目職員住宅等維持管理事務の936万円につきましては、被災地支援のため各自治体等から長期にわたり派遣される職員のための住宅を確保する必要がありますことから、既存施設の修繕及び管理経費につきまして追加するものでございます。

3款民生費、3項1目被災者支援事業1,801万6,000円の追加につきましては、避難所用プッシュ型で受け入れをした食糧費のほか、仮設住宅における共通経費及び仮設住宅用の家電整備や罹災証明のための有資格者による家屋調査経費などに充てるものでございます。

11款諸支出金、1項1目公営企業支出金の1,130万円につきましては、下水道事業会計において処理場機器の修繕をはじめ、設計調査費用等に係る経費を繰り出しするため、追加するものでございます。

13款災害復旧費、3項1目消防施設災害復旧事業269万3,000円の追加につきましては、被災しました胆振東部消防組合鶴川支署における施設修繕や同じく被災しました防火水槽等の修繕を行うため、計上したものでございます。

4項1目学校教育施設災害復旧事業の174万4,000円につきましては、被災した学校施設等の修繕及び校具備品を整備するため、追加するものでございます。

2目社会教育施設災害復旧事業54万円の追加につきましては、穂別図書館、穂星寮における施設修繕に係る費用となっております。

7項1目その他公共施設災害復旧事業の763万円につきましては、四季の館の早期再開に向け、破損消耗品、備品の整備また風呂及び建物の一部修繕を行うため、追加するものでござ

ございます。

2目庁舎等災害復旧事業28万円の追加につきましては、庁舎3階の灯油暖房用オイルサーバーの破損及び四季の館と庁舎をつなぐ地下埋設の高圧電線間が地面のずれに伴いまして破損を受ける可能性が高まっているため、ハンドホール内での修繕を行うものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

補正予算書（第7号）に関する説明書の3ページをお開き願います。

当該災害の復旧に係る財源につきましては、10款地方交付税では、特別交付税の災害ルール分としまして、応急復旧に係るものとしまして219万2,000円、14款国庫負担金補助金では、災害救助法に基づくものとしまして2,314万7,000円を追加し、歳出合計との差額は18款繰入金金の財政調整基金2,500万円と19款繰越金122万4,000円で収支を図っているものでございます。

続きまして、承認第14号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第2条は、平成30年度むかわ町下水道事業会計の収益的収入と収益的支出について、公共下水道事業で100万円、農業集落排水事業で690万円を追加するものでございます。

また、第3条では、資本的支出につきましては、公共下水道事業で1,650万円、農業集落排水事業で130万円を追加し、資本的収入では、公共下水道事業で企業債1,440万円、出資金210万円を追加、農業集落排水事業で出資金130万円を追加し、収支調整額等の変更を行うものでございます。

こちら、別冊配付してございます平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明いたします。

説明の都合上、2ページの下水道等事業収益的支出から御説明をさせていただきます。

収益的支出は、1款公共下水道事業費用は、地震に伴う管渠被害箇所への復旧のため、災害による損失分としまして100万円を計上するものでございまして、2款農業集落排水事業費用につきましても、公共下水道事業費用同様に補修を行いましたことから災害による損失分としまして690万円を計上するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、収益的収入におきましては、ともに一般会計補助金にて増額するもので、公共下水道事業で100万円、農業集落排水事業で690万円の計上となっております。

続きまして、4ページにお進みいただきまして、上段の公共下水道事業資本的支出につき

ましては、災害復旧費用としまして調査設計委託料及び災害復旧工事として1,650万円の追加、下段の農業集落排水事業資本的支出につきましては、公共下水道事業同様130万円の追加をするものでございます。

これに対する資本的収入でございますが、3ページをごらんいただきまして、公共下水道事業資本的収入の企業債で1,440万円及び一般会計出資金で210万円を追加、農業集落排水事業資本的収入は、一般会計出資金で130万円を追加するものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、7ページの第4号につきましては、企業債限度額の補正、第5号につきましては、他会計からの繰入金を補正するものとなっております。

以上で承認第13号から第14号まで一括して御説明を申し上げました。よろしく御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順とします。

各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

初めに、承認第13号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）に関する説明書、別冊事項別明細書1ページから7ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般についてと、議案書つづり1ページから4ページ、予算総則第1表歳入歳出予算補正までの全般についての質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 全般的にもうちょっと詳しく説明していただくと、聞かなくてもいいのかなと思うんですけども。

例えば4ページの140の職員住宅の維持管理事務、既存施設ということなんですけれども、例えばどの施設で何棟やるのかとか、そういった部分もちょっと説明していただければなというふうに思います。

それから、975の被災者支援事業なんですけど、災害救助法等に基づくいろんな国・道の支出金ということでほとんどが賄われるんですけども、この一般財源293万8,000円という部分はこういったところで一般財源から出るようになるのか伺います。

それから、2620、6ページの学校施設ということなんですけれども、これもちょっとどこの学校でどの部分というところもお聞かせください。

以上です。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 失礼いたしました。ただいまの御質問のほうにお答えしたいと思います。

まず、140番事業の職員住宅等維持管理事務に関する御質問でございますが、こちらにつきましては、既存の職員住宅として、まず青葉でございます町職員住宅の3戸と、また美幸でございます衛生組合で管理をしております職員住宅を1戸、また穂別地区でございます教職員住宅の1戸、それと開発でございます河川事務所の寮をお借りするというふうな形で今進めておりまして、そちらで10部屋というような内容でございます。

主にですが、こちらの共通経費として見込んでいるという部分につきましては、旧河川事務所の寮の部分が大半を占めるというような内容となっております。

続きまして、795番事業、被災者支援事業に係る一般財源の内訳ということでございます。

こちらについては、財源としましては財調基金からの繰り入れ、また前年度からの繰越金を見込んでいるというような内容となっております。

こちらにつきましては、被災者支援ということでございまして、まず国庫支出金の部分としまして、被災者住宅におけます例えば家電等の購入に充てる部分、また避難所における食糧費の部分、こちらの部分が災害救助法の単価に基づいて日数、人数分で計算したものがこちらの国庫補助のほうに含まれていた内容でございまして、その残り分については一般財源でというような措置になります。そちらに関しては、財政調整基金からの繰り入れ、また前年度繰越金から充てるというような内容となっております。

あと、2620番事業の学校教育施設災害復旧事業の内容でございます。

こちらについては、まず修繕におきましては、鶴川地区にあります教職員住宅での修繕というような内容でございます。また、穂別中学校におけます戸棚でありますとか、あと液晶テレビ等の修繕に充てるというような内容となっております。校具備品につきましても、穂別中学校における糸のこの機械でありますとか光学台の購入に充てるというような内容となっております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 河川事務所を改修して職員の皆さんに使っていただくと。これは前にも、借りてほかのところに使えないのかということも言ったこともあると思うんですけれ

ども、あそこを直すには非常にお金がかかるのでだめだということだったんですよね。このたびこんなことがあって改修するということなんですけれども、ほとんどとおっしゃいましたけれども、この河川事務所の10部屋を使うために当然トイレだとかお風呂だとか全て直さなきゃならないと思うんです。この旧河川事務所の10部屋を直すために幾らかかるんですか。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） こちらについては、改修の修繕費としまして352万2,000円ほど見込んでいるというような状況でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 事業番号975番に関連して質問させていただきたいと思っておりますけれども、先ほど町長からも全体的な仮設への転居に関しては説明あったんですけれども、穂別地区でのみなし仮設とした公営住宅へ転居された方の状況、どの程度の方が希望されて、どの程度移動見込みあるいは移動したのかということをおかりして説明を願いたいと思います。

それともう一点は、やはり同じく975番ですけれども、全国から支援物資がそれぞれたくさん集まってきたと思うんですが、その状況、現状はどのようになっているのか。また、今後のその支援物資、いつまでも置いておけないものたくさんあると思うんですけれども、その活用についてどのようなお考えを持っているのかということ、2点お伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 今の御質問の穂別地区の公営住宅を活用した入居の件数について私のほうからお答えいたします。

9月25日から9月30日までの受付期間で7件、そして10月9日から10月17日までの受付期間で、一般の受け付けと一緒に被災半壊以上の方も受け付けをいたしまして、半壊以上の方が入られまして、合計で13件今入居しております。今も申し込みの窓口に来られています半壊以上の方も、今窓口で対応している状態になっております。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 私のほうから支援物資のことに关してお答えさせていただきます。

全国いろんなところから支援物資いただきました。現実的には現在もまだいろいろと、お

水とかいろいろ届いているところがございます。基本的には支援物資は避難所等で、まず一番最初に食料から始まりまして使わせていただきました。大体両地区、各地区ごとに来た部分、鷗川地区に来た部分についても穂別地区に半分また持っていったりとか、穂別地区に来た部分も鷗川地区に持ってきたりという形で、全体で活用させていただいたところがございます。メインでの集積場については、大原にあるゲートボール場をメインとして集積場としたんですけれども、あそこのゲートボール2面の内容が大体3回転ほどするぐらいの荷物が入りました。そして、避難所等に活用させていただきました。

それで、ある程度は使って、もう今半面だけになっているんですけれども、それは仮設住宅に入居する人たちの生活支援セットをつくったり、みなし住宅に入居する人たちの支援物資をつくっております。また、避難所に長く入っていた人たちの部分での生活支援の部分もつくったりとかしております。最終的には、まだいろいろと集まっている部分等ありますけれども、今両地区で作業を進めているのは、最後に残った部分につきましては両地区の自治会、町内会へ最後配分するような形でものを今つくっているところがございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） みなし仮設ということで公営住宅に転居された方、まだ今のところ穂別地区でそのほかに被災されて自宅に移れないという方はいらっしゃるというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 今の御質問にお答えいたします。

穂別地区に関しましては、半壊以上の方がこれから罹災の証明で判定を受けまして、半壊以上の方が来られた場合は、公営住宅のほうに目的外使用という形で入居する対応はできます。

以上です。

○7番（野田省一君） いないのかな。 人はいるのか、いないのか。

○地域経済課長（吉田直司君） 入れない方はいません。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで承認第13号の質疑を終わります。

次に、承認第14号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）に関する別冊

説明書1ページから4ページまでの収益的収入、収益的支出、資本的収入、資本的支出全般についてと、議案書つづり5ページから7ページまでの予算総則全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで承認第14号の質疑を終わります。

これから承認第13号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第13号 専決処分につき承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第14号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

したがって、承認第14号 専決処分につき承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第7、議案第52号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

〔梅津 晶総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 議案第52号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

この一部改正条例につきましては、むかわ町災害義援金配分委員会設置要綱の制定に伴い、

新たに発足するむかわ町災害義援金配分委員会の委員につきまして、その報酬の額を定めようとするものでございます。

議案書につきましては、9ページとなっておりますが、議案説明資料集1ページ及び2ページのむかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、新旧対照表を用いて御説明をさせていただきますので、ごらんいただきたいと思います。

議案説明資料集1ページ、別表6の項におきまして、ページには2ページにまたがりませんが、「学校運営協議会」の次に「災害義援金配分委員会」を加えるものでございます。

この項に区分される当該委員の日額につきましては、委員長が7,000円、一般の委員が6,500円となっております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案の説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定を賜われますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） この配分委員会の委員の人数とか、どういった方々を選ばれようとしているのかについて。それともう一つ、この義援金の定義ですよね、義援金がどれぐらい集まったというか寄せていただいたかというのはお聞きしていますけれども、この義援金と、寄附金というのがありますよね、でも義援金と違いますよね。この義援金の定義というのちょっとあわせて伺います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

まず、義援金の配分委員会の委員の構成でございますけれども、庁内の役場の内部での委員として、副町長を筆頭に総合支所長、それから総務企画課長、地域振興課長、健康福祉課長と、そしてまた町民の代表者としましては、社会福祉協議会の会長あるいは民生児童委員協議会の会長、副会長、そしてまた、むかわ町自治会町内会連合会の会長、穂別地域協議会、むかわ地域協議会のそれぞれの会長ということで合計11人で構成をして、町に義援金を寄附をされたものの配分を決めていくということでございます。

義援金と寄附金の違いというお尋ねでございますけれども、義援金につきましては、基本

的に被災された皆さんに公平、平等に交付をしていくということになってございます。また、町に対するお見舞金ということで寄附がございまして。これについては災害復旧に充てるお金ということで、今回も補正予算を提案してございますけれども、こういった復旧に充てる経費としてそこに充当をさせていただくという内容でございますので、御理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第8、議案第53号 土地改良事業の施行に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

高木地域経済課主幹。

〔高木龍一郎地域経済課主幹 登壇〕

○地域経済課主幹（高木龍一郎君） 議案第53号 土地改良事業の施行に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の11ページをお開き願います。

本件は、平成30年北海道胆振東部地震災害にて農用地背面の山腹崩壊により土砂堆積し、この状況を放置した場合、降雨及び余震により再被災を受ける懸念があることから、早期に土地改良事業を行う必要があることから、応急工事計画について、土地改良法第96条の4の規定により準用する第87条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事業名は災害復旧事業（農地）、地区名は穂別栄、工種名は畑、事業量は0.15ヘクタール、概算事業費590万円であります。

以上、議案第53号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番。

○8番（三倉英規君） 0.15ヘクタールといたら、我々の言葉でいえば一反五畝の面積ですよ。それで、590万の概算事業費の中身、ちょっと教えていただけますか。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 今の御質問に私のほうからお答えいたします。

0.15ヘクタールの中に2,152立方メートル、そちらの土砂が今堆積されております。そちらの土砂を取り除き整地する工事になっております。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号 土地改良事業の施行に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号から議案第55号の一括上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（小坂利政君） 日程第9、議案第54号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）から日程第10、議案第55号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第3号）までの2件を一括議題とします。

議案第54号、議案第55号の2件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第54号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）から議案第55号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第3号）まで一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第54号 平成30年度一般会計補正予算（第8号）でございます。

議案書の13ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,804万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億9,372万1,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

6ページの歳出より御説明を申し上げます。

3款民生費、1項1目障害者福祉事業の960万円の追加につきましては、社会福祉法人愛誠会が運営する障がい者グループホーム「樹海」が被災により施設使用が困難になったことや、老朽化に伴い無償譲渡を受けた市街地の店舗兼住居を改修し、障がい者グループホームとして整備する事業に対し、経費の一部を支援するものでございます。

財源としましては、町が負担する額の2分の1に地域づくり総合交付金、残額は一般財源を充てるものでございます。

別冊の議案説明資料の3ページに事業の概要をまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

3項1目被災者支援事業1億9,706万7,000円につきましては、追加設置します仮設住宅及び鷓川高等学校仮設生徒寮の借上料及び被災住宅における応急修理費について、上限額を設け助成を行うものでございます。また、災害義援金配分委員会を設置し義援金の配分方法を検討するため、必要経費を追加するものでございます。

なお、財源としましては、仮設住宅に係る部分につきましては災害救助法に基づく国庫負担金となっております。また、被災住宅における応急修理費助成に対しましては一般寄附金を充てるものでございます。

別冊の議案説明資料の5ページに被災住宅応急修理費助成事業(案)、また7ページ、9ページに応急仮設住宅等の内容につきましてまとめてありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

ここで1件、今の説明資料の関係で訂正がございます。

5ページにありますむかわ町被災住宅応急修理費助成事業(案)の中の事業期間でございますが、申請受付期間、終期のほうが「平成30年2月28日」となっておりますが、こちらが「平成31年2月28日」の誤りでございますので、修正をお願いしたいと思います。

4款衛生費、2項2目ごみ・し尿処理対策事務の4,336万円の追加につきましては、管区取り壊しにより発生する災害廃棄物を一時的に堆積し管理する必要がありますことから、管理に要する経費及び損壊家屋の解体撤去における計測業務経費、また全壊により先行して自費解体された方への補助金を計上してございます。

財源につきましては、事業費の2分の1を災害等廃棄物処理事業費補助金としてございます。

7款土木費、2項2目町道整備事業49万1,000円につきましては、大型コピー機の動作不良に伴いリース契約により入れかえを行うものでございます。

8款消防費、1項2目防災対策事業1,486万7,000円の追加につきましては、本年度整備を進めております防災行政無線デジタル化整備工事におきまして、鷓川穂別間にあります光ケーブルが切断された場合には両地区とも独立しての運用となりますが、広範囲にわたる穂別地区内の簡易基地局を統制し、穂別地区全体で使用できるよう変更を行うものでございます。また、穂別地区におけます発電機2台について修繕不能となりましたことから、可搬型の発電機2台を整備するものでございます。

なお、防災行政無線の設計変更分は、起債充当としております。

別冊の議案説明資料の11ページに、防災行政無線デジタル化整備工事変更（案）をまとめておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

9款教育費、4項1目社会教育団体等活動費助成事業55万3,000円につきましては、地震により破損いたしました鷓川消防団管理のまといの修繕に要する経費を追加するものでございます。

11款諸支出金、1項1目公営企業支出金の650万円の追加につきましては、上水道事業会計における漏水等の補修業務委託及び春日浄水場の修繕工事に係る費用を繰り出しするものでございます。

13款災害復旧費、1項1目農業施設災害復旧事業590万円につきましては、議案第53号で御承認いただきました穂別栄地区におけます農地の災害復旧事業に係る費用として追加するものでございます。

こちらの内容につきましては、別冊お配りしています議案説明資料集の13ページに被災箇所として掲載してございます。

2項1目道路橋りょう災害復旧事業の602万1,000円、2目河川災害復旧事業の4,242万5,000円、3目公園施設災害復旧事業の2,708万5,000円の追加につきましては、事業箇所の増加がありましたことから、必要額を追加するものでございます。

なお、財源につきましては、災害復旧費国庫負担金、国庫補助金及び町債を充てるものでございます。

こちらにつきましても、別冊の議案説明資料の13ページに公共土木施設等の記載をしてございます。こちらにつきましても、後ほど御確認をいただきたいと思います。

3項1目消防施設災害復旧事業の472万2,000円につきましては、鷓川消防署施設及び備品に破損がありましたことから、その必要経費につきまして追加をするものでございます。

6項1目高齢者福祉施設災害復旧事業1,866万9,000円の追加につきましては、高齢者生活交流センター「ひだまりの里」、高齢者グループホーム「ふきのとう」における合併処理浄化槽の本復旧工事経費でございます。財源としましては、社会福祉施設等災害復旧費補助金及び町債となっております。

3目厚生福祉施設災害復旧事業の25万3,000円につきましては、穂別地区の各生活館の破損箇所につきまして補修委託にて対応するため、必要分を追加するものでございます。

7項1目その他公共施設災害復旧事業889万1,000円の追加につきましては、営業を再開し

た四季の館ではありますが、オープン後におきましても引き続き修繕を行わなければならないことから、その必要額を追加するものでございます。また、穂別町民センターのエレベーターの修繕に要する経費を計上するものでございます。

町民会館等災害復旧事業の39万1,000円につきましては、ム・ペツ館におけます温風ストーブ2台が被災したため、購入するものでございます。

商工観光施設等災害復旧事業181万1,000円の追加につきましては、「樹海温泉はくあ」におけますろ過機、ポンプ類の修繕を行うため、必要額を計上するものでございます。

2目庁舎等災害復旧事業の2,943万6,000円につきましては、本庁舎書庫にあります移動式書棚が倒壊したため、修繕を行うものでございます。また、穂別総合支所の倉庫につきましても、天井の崩れ落ち等の被害がありましたことから、修繕のため必要額を追加するものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

一般会計補正予算説明書の3ページをお開き願います。

歳入でございますが、10款地方交付税では、特別交付税の災害ルール分としまして、3,046万1,000円を追加するものでございます。

12款分担金及び負担金では、農地農業施設災害復旧事業におけます受益者負担分としまして、事業費の10%であります59万円を追加するものでございます。

14款国庫支出金では、災害救助費負担金としまして、仮設住宅設置に係る部分として1億3,693万2,000円、公共土木施設における災害復旧負担金としまして4,320万円、災害等廃棄物処理事業補助金としまして事業費の2分の1となる2,168万円、高齢者グループホーム「ふきのとう」の合併処理浄化槽設置工事に係る社会福祉施設災害復旧事業補助金としまして1,244万6,000円、農地農業施設災害復旧事業における補助金として531万円、公共土木施設災害復旧事業における設計委託料補助としまして426万5,000円を追加するものでございます。

15款道支出金では、愛誠会グループホーム改修に充てるため地域づくり総合交付金で480万円、高齢者グループホーム「ふきのとう」の合併処理浄化槽設置工事に係る社会福祉施設災害復旧事業補助金として155万5,000円を追加するものでございます。

17款寄附金におきましては、災害における復興等を目的とした一般寄附金3,346万3,000円を追加し、被災者支援事業における被災住宅応急修理費助成金に充てるものでございます。

18款繰入金におきましては、財政調整基金から7,600万円を取り崩すものでございます。

19款繰越金につきましては、歳入予算の調整額としまして114万円を追加するものでございます。

21款町債につきましては、防災行政無線整備事業、土木施設災害復旧事業及び高齢者福祉施設災害復旧事業に充てるため4,620万円を追加し、これに伴いまして議案書の16ページをお開きいただきまして、第2表地方債補正についてであります。起債の発行限度額をこれに合わせまして追加をしているところでございます。

以上で議案第54号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第55号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

議案書の17ページをお開き願います。

第2条につきましては、平成30年度むかわ町上水道事業会計の収益的収入と収益的支出にそれぞれ250万円を追加するものでございます。

また、第3条では、資本的支出について水道事業で400万円を追加し、資本的収入では、水道事業で出資金400万円を追加するものでございます。

こちら、別冊配付してございます平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明をいたします。

説明の都合上、2ページの水道事業収益的支出から御説明をさせていただきます。

収益的支出は、1款水道事業費用、3項特別損失において、災害による損失分としまして漏水等の緊急対応を行いましたことから、100万円を増額するものでございます。

2款簡易水道等事業費用につきましても、水道事業費用同様に災害による損失分としまして150万円を増額するものでございます。

これに対する収益的収入でございますが、1ページにお戻りいただきまして、水道事業、簡易水道等事業ともに災害関連分としまして一般会計補助金を追加するものでございます。

続きまして、3ページにお進みいただき、下段の水道事業資本的支出につきましては、春日浄水場の修繕工事により、400万円を追加するものでございます。

これに対する資本的収入でございますが、3ページ上段にありますとおり、一般会計出資金で400万円を追加するものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、18ページ、第4条の他会計からの補助、企業債及び利益剰余金の処分につきましては、先ほど御説明をした内容となっております。

以上で議案第54号から第55号まで一括をして説明をさせていただきました。よろしく御審

議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順とします。

各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

まず、議案第54号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）に関する説明書、別冊事項別明細書6ページから11ページまでの3歳出全般について質疑はありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） それでは、7ページの1120、ちょっと風邪引いて、申しわけございません、聞きづらいかもしれませんが、よろしく願いをいたします。

ここでの損壊家屋等の解体、この件に関してちょっとお聞きをしたいと思います。

先般もこの件に関しては質問をさせていただきました、若干話は聞いているんですが、9月6日から既にもう2カ月経っている状況の中で、先行解体、これが危険地域の場合は先に行われて、今その予算が組み入れられているという状況の中で、この先行解体が終わって10月15日から行政解体のほうに移るというんですけれども、正直、今現在、町の中にも全壊の家屋等もありますし、この辺で今機械等もちょっと見えないような状況で、この辺の進捗状況がどうなっているのか。それと、この解体については地元業者を優先をしてお願いをしたいということなんですけれども、大体何社ぐらいを依頼をしているのか、その辺の状況をまずお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問にお答えいたします。

公費解体の進捗状況ということですが、9月6日に被災を受けまして、その中で、先行解体につきましては、所有者の判断の中で危険な建物については先に解体を進めた物件があります。その中で、10月15日から先行解体、それと公費解体の受け付けを開始しているところがあります。

今の現状の受け付け状況であります、54件、公費解体につきましては受け付けをとって、今随時受け付けについては受けているところであります。先行解体につきましては、相談そして受け付けの申し出とかはあるんですけれども、まだいろんな書類の部分が完全に整っていないで完全に受け付けをしたものはまだありませんが、今進行中であります。

その中で、先ほどの業者の関係ですが、11月上旬に町とむかわ建設協会とこの被災家屋の解体につきましての協定を結びまして、そして業者さんのある程度の先行の部分で進めているところであります。その中で、今上がってきていますのは、町内業者10社をもって進めていくということで、進んでいるところであります。

以上です。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） それでは、今54件受け付けが来ているという状況の話をしましたけれども、実際に、先ほどの説明では半壊以上が約100棟という説明がありましたよね。この辺、恐らく半壊以上のこの300棟、このほとんどは恐らく公費解体を希望しているのではないかなというふうに推測されるんですけども、実際にはそうでもなくて58万4,000円の修理をするという、そういう関係者もいるのか。それと、今の話では10社ほど決まったという説明ですけども、町の中で今機械動いていませんよね。ということは、まだ解体工事が始まっていないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

というのは、今町の中にまだ全壊の店兼住宅等もありますよね。結構今町民の中では、もう被災の9月6日からこれだけ日数経っていて、あまりにも人前に、いつまでも見られているような状況がこのままでいいのだろうか、ちょっと悲しいなという、そんな話も出ていまして、一刻も早くそういった公費解体に踏み切れないのだろうかという、そういう方もいました。それと、なかなか順番が回ってこないで、役場のほうに10回ぐらい要望に行って、やっとはっきりした日にちとかめどが立ったという方もいますんで、これは300棟もあるということになると、正直受け付けをした段階で、おたくの場合には大体いつごろになりますよとか、そういうアドバイスというのも必要ではないかと思うんですね。このまま行くと来年1年かかるのではないかという、そんな感じもするものですから、その辺の捉え方もちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 今の御質問の中で、半壊ということなんですけれども、半壊の定義というところをちょっとお話しさせていただきたいと思います。

今回の住宅等の罹災証明の調査によって半壊と判定されているものというのは、損壊率でいうと20%以上39%未満という形になります。ですから、この範囲の中で全てが解体になるということは町としては想定していませんので、300件がイコール解体全部ということにはならないということを御承知おきいただければと思います。

また、一部損壊については19%未満、大規模半壊については40%以上49%未満という形になっていまして、50%以上になると全壊になるということで定義されておりますので、御承知おきいただければと思います。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 先ほどの質問の早急に取り壊しを進めてほしいということなんですけど、今の中では、今回も予算がついているんですけど、要は取り壊しをした中でその廃材を一々仮置き場に持っていきます。どうしても町なかだとか狭いスペースの中で分別することがなかなかきちんと、難しい部分もありますんで、鶴川地区、穂別地区、1カ所ずつ仮置き場をつくりまして、その中で、今これから早急に仮置き場の管理体制をつくりまして、それから業者さんの選定を建設協会を通して進めていくところです。その中で、先ほど議員おっしゃられたとおり、倒壊している建物そして危険な建物の部分、町なかにも多々あります。その部分については最優先で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 先ほどの大塚君の説明でちょっと確認したいんですけども、確かに300棟ではないというふうに判断しても、大規模を入れるとこれは150棟、先ほどの説明では150になりますよね。それで、今現在54件来ていますけれども、その辺の見込み数というのはどのぐらい見込んでいるのか、150見込んでいるのか、100ぐらいなのか、これは個人の申告ということになると、その辺のところはあるかと思えますけれども、大体推測というものがなければ、業者の発注とか予算とかいろんな面に関してきますんで、その辺の数字というのは推測では言えませんか。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 全壊と大規模半壊については、ほぼほぼ解体するんではないかという見込みはできますけれども、熊本県からのお話もあるんですけども、全壊の家屋であっても本人は住むという方もいらっしゃるんで、50%以上の損壊率であっても修繕をしてなお住まわれる方もいらっしゃいますし、例えば基礎だけで全壊という家屋も実際に、北海道新聞の報道で皆さん御存じだと思うんですけども、そういった部分がありますので、全てが解体というふうになるかどうかというのは御本人の判断ということになると考えております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

6番、三上議員。

○6番（三上純一君） 解体に伴って、1点だけ考え方を伺っておきたいなと思います。

御承知のように、貴重な建物である歴史的な建物の旧布施旅館ですけれども、当然全壊というような判断だろうなというふうに思っているんですけれども、これまで一部の中では保存をしていくというような考えもあるやに聞いておりますけれども、今回のこの解体に伴って、今後の取り扱いというか対応について考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの御質問にお答えします。

布施旅館の件であります。全壊ではありませんでした。調査したところ、半壊でありました。

それで、今御指摘あったとおり、半壊ですので、本人のほうから、家主のほうからは御希望では解体してほしいという旨がありました。それで、私たち町といたしましては、何とか歴史的価値のある建造物でありますので、その後再生して町の活用に結びつけていきたいということで、今現在進めているところであります。

それで、工事業者のほうも大体固まってきておりますので、そこら辺、日程調整も含めてこれから進めていくところであります。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 6ページの975の被災者支援事業のことについて伺います。

ちょっといろいろあるんですけれども、資料の5ページのむかわ町被災住宅応急修理費助成事業ということで、一部損壊の家屋に国からの手当てはありませんので、この辺が皆さんとても心配をされておりましたので、独自の事業を行うということは大変よかったというふうに思っているんです。

それで、事業費として、助成金となっているんですけれども、5,000万ということで見込んでいるんですけれども、11月9日現在、この報道の資料によりますと、一部損壊というのは住家で818戸あることになっているんです。このうち、この助成の範囲内で、非課税世帯は20万で課税世帯が10万円ということで、どんな程度というふうに考えて、この事業の中でどの程度皆さん一部損壊の中で直していかれるのか、見込んでいるのか、もうちょっと具体的に想定されていることをお聞きしたいと思います。

それから、資料の詳しい説明を見るだけだったんですけども、応急仮設住宅の2期、3期でこの平面図出ているんです。これは今までの大原に建てた仮設住宅とは違いますよね、モバイル型トレーラーハウスということで。それに変更した、そういうふうに1期目と違うものを取り入れたというのは理由があると思うんです。その理由について伺います。

それから、これはあれですものね、鷗川高校の学生寮も入っているし、仮設住宅も入っていますものね、この被災者支援事業の中にね。それを全部含めて説明してください。

それから、1120の今のごみの処理問題の関係なんですけど、損壊家屋の解体助成ということで、国は全壊半分しか出しませんので、おのずとその部分は一般財源ということになるんですけども、54戸受け付けして、今4番からも1年かかるんじゃないのみたいな話もありましたけれども、町としてのそのめどですよ、めど。その辺についてどのように考えているのか。

それから、今布施旅館のことが出ました。これは一般の方の住宅ですよ、はっきり言って。それを、そういう歴史的建造物だから、町としてどうするこうするというあたりのところが、そんなふうに簡単にできるものなのかと。何らかの手續なりが私は必要なんじゃないかと。まだ建設協会との協定で事業者もあまり決まっていなくてまだ始まっていないのに、この布施旅館に関しては工事事業者も固まっていると。これは何なのかと私、ちょっと疑問に思ったんですけども、この辺のことをもうちょっと解明してください。

それから、一番最後の2650の庁舎等災害復旧事業で2,900万。私、書庫だけでこんなにかかるのかと思いましたが、倉庫が壊れたと。この辺も事業内容についてもうちょっと詳しく教えてください。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから被災住宅の応急修理の考え方についてお答えをしたいというふうに思います。

まず、どのくらいの建物を想定しているのかというところでございますけれども、現在、住家にあつては818棟ほどの一部損壊の建物が出ております。想定としましては、半壊・大規模半壊も含めましておおむね1,000棟ぐらいの建物のうち、修繕がされるところが700棟ぐらいあるかなという想定でございます。

ただ、いろいろな損壊度合いによって修繕費もいろいろと要るところだと思いますけれども、1戸当たり大体7万円の計算で4,900万、5,000万程度という想定をさせていただきます。実は、発災当初、ホームタンク等が倒壊をしたということで、かなりの件数が被災をされたと

いうことを伺っております。そういったものも、当然この中で対応できるようなことも考えております。また、一部損壊の中には単に家の中でクロスだけがちょっとずれたとかというようなものもありまして、損壊度合いがそれぞれ違うということだと思います。なるべく低額のものについて、公的助成がないものについて、今回このように町単費でなるべく修繕しやすい形の中で対応していきたいという考え方を持ちまして、こういう制度を設けていきたいという考え方でございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 私のほうからは被災者支援住宅の応急仮設住宅等のお話をさせていただきたいと思ひます。

1期目の工事と2期目の工事でものをなぜ変えたかということなんですけれども、実は1期目の工事の部分でいうと、実際2年後をどうするかというふうに考えますと、そのままお返しするということが前提になるかと思ひます。あの住宅をさらに一般的な住宅にしようと思ひますと、建築基準法上の建物として取り扱わなければいけませんので、基礎ぐいが、今木ぐいでやっていますけれども、ああいった部分をきちっとした基礎をつくりまして、コンクリートなどの基礎をつくってその上に建てなきゃいけませんので、一度解体をして行うことが必要となります。

今回のモバイルハウスということで選定をしたものについては、既にユニット型で建物としてでき上がっているものを搬入して設置するということですので、この後どういうふうに活用するかということは、まだ未定なんですけれども、例えば一般的な住宅にするとすれば、解体することなく一旦設置する場所にきちっとした基礎をつくった上に持っていけば住宅として活用が可能だというようなものになっていますので、今後2年間の間にこういった活用の方法を庁内としても検討した中で進めていきたいというふうに思っていますので、そういった理由で2期目の工事のものは違うものを採用しております。

また、寮のことに関しては、内閣府と今現在協議を進めている最中ですので、ものがどういふものになるかとか、そういったものについては内閣府との協議がまだ全然進んでおりませんので、今週の日曜日から町長とともに上京するとき内閣府と会う約束をしていますので、その中で協議をしてまいりたいと思ひます。これが決定になるかどうかはまだ全然わかりません。というのは、寮自体が今まで実績といいますかそういったものがないので、寮自体が仮設住宅としてつくれるかどうかということが全然未定な状況ですので、今回については、ものについては御勘弁いただければというふうに思ひます。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） それでは、先ほどの質問の中で、公費解体の部分の今後のスケジュールというか進行の部分の質問にお答えしたいと思います。

今現在54件の申し込みがあるんですが、申し込み期間といたしましては、今現在、来年の3月末を一応申し込みの期限としております。それに基づいて家屋の解体については、6月末まで解体するというように進めております。

ただし、今町内外、北海道内でもそうなんですが、解体業者さんが非常に忙しい、それと確保できないという状況の中で、他の町村さんも非常に困っているところと聞いております。その中で、むかわの部分については10社というその中、いろんな仕事を持った中で手伝っていただくんですけども、その中で10社が皆さん協力していただけるということを受けまして、私どもとしては非常にうれしく思っているところなんですけれども、今後取り壊しの件数も含めて動向を見ながら3月末までという受付期間と取り壊しの6月末までという部分については、流動する可能性があるという部分で御理解していただければと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 先ほどの布施旅館の件についてお答えします。

業者が固まっているのはなぜかという質問でございますが、再生に必要な部材を取り分けるその判断をするということでは大変難しい解体になります。そういった業者について、北海道また北海道教育委員会に打診をしたところ、この業者さんがいいですよ紹介を受けました。その業者さんは、実は北海道の開拓の村、歴史の村を担当しておりまして、また過去には穂別地区にあります中村平八郎記念館の移築にも携わった業者であります。そういった部分で、業者を煮詰めているところであります。

先ほど山本課長がおっしゃったとおり、業者は本当にスケジュール立て込んでおりまして、早目に申し込まないと年度内の解体もおぼつかない状況であります。そういった部分で、業者の選定を急いでいたわけでございます。

以上です。

○5番（大松紀美子君） 答弁していない。個人の住宅を町のものとして使うそうやってできる、何らかの手続きは要らないのかと。

○教育長（長谷川孝雄君） まだ、町のほうに一任はされておりますが、持ち主は家主であります。それで、半壊以上ですので、公費解体に該当いたします。

以上です。

○議長（小坂利政君） 梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 私のほうからは2650事業、庁舎等災害復旧事業2,943万6,000円の補正のうち、移動式書棚の修繕についてお答えをしたいと思います。

この予算額のうち、移動式書棚の修繕につきましては2,843万6,000円ということで、残りが総合支所倉庫の修繕となっております。本庁舎の2階と3階にそれぞれ書庫を設置しております。移動式の書棚を導入しているところがございますが、今般の地震で、2階、3階の書庫ともに上からつり下げ様式の電動書棚の全てが破損をしているということでございます。

なお、上からつり下げている部分の破損だけではなくて、書棚に入っている書類の重さも相まみえまして書棚自体の湾曲も見られ、実質全てを取りかえるというような内容になってございます。書棚、現在の書庫から書類を安全に搬出する費用等も含めまして、このような金額となっております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 仮設住宅、先ほど、ここにもあるんですけども、25入っていただいて申し込みが10なんです、35だから10戸足りないんですよ。この間までは9だったけれども、これがまた増えるかもしれないですよ。そのときに2期工事で、2期、3期工事とこう書いているんですけども、2期工事で私は4、4で8建てられるのかなって思っていたんですけども、でも、それでは1足りなくて、でも今度2になりましたよね。これは申し込み数にあわせて見込んで、例えば3棟建ててもらおうとか、3というのは12建ててもらおうとかできないのかどうか。

結局寒くなりますから、どこで待っていらっしゃるんですかと聞いたら、大体みんな半壊以上の家に住み続けているということも聞いたので、一日でも早い方がいいと思うんですけども、この辺ができないのかというのをまず一点、それだけお聞かせください。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 応急仮設住宅につきましては、一定程度あけておくわけには決していかない住宅となります。半壊以上の方しか入れませんので、そういった意味で、数の精査というのが非常に難しく、1期工事を始める際も、実は罹災証明の全体が決まってからというお話だったものですから、それはちょっと無理だということで、1期工事を、

とりあえず1期工事、2期工事という形でやってほしいということで要望して、1期工事、最低でも25行くだらうという予想の中で25戸を要望してきた経過がございます。25戸を要望したんですけれども、前半の部分でいうと、本当に全然入る方がいらっしやらなかったという現実があったものですから、実は2期工事の要望も4戸しかしておりません。

今、3期工事ということで、さらに4戸お願いして8戸ということをお願いしているんですけれども、その後にもまた徐々にというか、1戸、2戸というふうが増えてきているものですから、北海道としましてはまとめてくれというふうなことを今言われていまして、じゃ、何戸必要なんだということも今言われている最中です。そのたびに増やすということも町のほうでもちょっと考えようがありますので、今、公営住宅を実は3戸お願いして確保しております。その中で、公営住宅に回っていただける方は公営住宅に回っていただいて、何とか飲み込んでいきたいとか入居していただきたいというふうに思っておりますので、その辺、ちょっと検討して対応、決して入れないということはありませんので、その辺、お願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

3番、山崎委員。

○3番（山崎満敬君） 2点ほど、今の仮設住宅、鶴川高校の学生寮の部分と、あとは公費解体に伴う半壊・全壊の家屋についてなんですが、まず最初の鶴川高校の寮なんですけれども、今国と上京して該当するかどうかという話をするという話は聞いたんですが、基本的な今後の考え方をお伺いしたいんですが、国のほうで該当して仮設住宅を建てる、その後仮設がある程度めどがついた後、本当の学生寮をどうするかという問題になってくると思うんですが、それについては、国の補助があれば国の補助、もしなければ町単独でもやるのかという、そういう方向性を今後の考え方、大ざっぱで構いませんが、お聞きしたいと思います。

もう一点、解体に関してなんですが、公費解体ということで、お金は全部出ると解体する方はそう思っているんですが、ただ、建物全体の解体は幾らというふうに出ると思うんですが、中に入れなくて家財道具そのまま出せないでいるものに関して、業者の話を聞きますと、それも解体の中に入めると金額が上がる、それについての補償は本人にも出るのかわからないという話も聞いたんですが、それも含めて全額公費解体で対応できるのか。これから解体を考えている方、中に入れなくてもそういうことがあるというふうなうわさを聞いたりなんかして不安なところもあるので、その辺をはっきりしたいなということでお聞きしております。

以上2点、お願いします。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの御質問にお答えします。

生徒寮の件であります。現在、仮設寮について今申請を出しているところであります。

それで、仮設寮はあくまで2年間です。その2年間の間の中で本設に向けて審議をしていこうと思っておりますので、現在のところ、どういう形にするかは具体的には何も考えておりません。

以上です。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 続いて、公費解体の家財の部分についてお答えします。

基本的には半壊以上の部分で公費解体ということで、受け付けをして実施をこれからするところであります。建物の中の家財については個人の所有物であります。そういう中で、あくまでも受け付け時、そして書類もそうなんですけれども、要は、家財については全て出してくださいという部分で丁寧に説明をして協力していただいているところであります。その中で、どうしても倒れている、倒壊している、危険だという部分で家財が出せない部分につきましては、町として公費解体の中で建物と一緒に壊して処分するという考えで扱っているところであります。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 歳入についての寄附金について質問いたしますけれども、先ほどの説明で……。

○議長（小坂利政君） まだ、そこはいいませんから、もうちょっと待ってください。

ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 3つほどだけ確認させていただきたいと。

1つは、土木費に関連して、道路のこの災害復旧、資料をこうやって図面を出していただいているんですけれども、これの箇所を復旧やっているんだらうと思うんですけれども、どんな状況で進めているのかという。宮戸4線なんか、ちょうどカーブのところが損壊していて、そういう危険だと思われるようなところは順番先にとか、そういう取り組み方をしたほ

うがいいんじゃないかというように思っているんですけども、そこら辺についてひとつ、第1点を伺っておきたいというようなのが1つです。

それから、2つ目には、仮設住宅生活支援事業の仮設住宅の問題なんですが、これにかかわって私どももいろいろお聞きをする中で、またこれまでも言うておりましたけれども、全壊・半壊された方々で自分の自宅の中からやっぱり大きな家財、そういうものをごみ処理するだけじゃなくて置きたいという場合があるんです。そういう場合、仮設に入らないような場合には一定程度仮置き場をつくってあげることが必要じゃないかというふうに思うんですが、その物置き場についてどのようなを検討しているのかというのが2つ目です。

3つ目には、今回、先ほどもありましたけれども、住宅応急修理の助成事業ということで、新たな事業を起こされました。とてもすばらしいことだと思っています。同時に、一部損壊の問題について国の支援がないということにはなっているんですけども、このほどこの関係で、私どもいろいろな形で国とのやりとりの中で出てきた問題があります。それはいわゆる我々としては、国交省が持っている住宅・建築物安全ストック形成事業というのがあるんですけども、これに該当できないかという話をしていたんですが、その中で、国交省の側でいわゆる市町村が、ここに参考で書いてあるように、我が町のように市町村が独自で耐震リフォームを含めた形の事業をやっている場合には、そういう一部損壊の場合でもこの耐震化ということが入れば認めましょうという事業内容があるということがわかったんです。そして、これについては、総務省は5割の補助を後の特交でやるというふうなことになるんです。

ぜひ、この点、我が町としても多に利用していただいて、これまでの我が町の進めているは一とふる事業等と結びつけて今回の中で活用できないか、この検討をあるいはこれからそういうことをしていくかどうかということで、お尋ねをしておきたい。

以上です。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの質問の、道路の災害の部分の質問にお答えいたします。

今現在で補助、要は、国からの補助を受けての災害については60本近くあるんですが、現在査定を受けていまして、今10件程度完了しているところであります。今後、年末にかけて査定を受けながら進めていくところであります。その中で、応急的な危険なところについては随時対応しておりますので、議員がおっしゃられた宮戸の部分につきましても現地を確認

しまして、安全施設等を、応急的な対応はしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 解体のその家財の堆積場の御質問にお答えをしたいと思います。

基本的には、解体のときに窓口で解体の相談をされるということだと思いますけれども、その際に家の中にある家財等の問題ということだと思いますけれども、解体をするときに分別をして、それぞれ一般廃棄物として搬出をしていくということでございます。その中で持ち主の方とよくよく協議をするということで、先ほど山本課長のほうからも説明あったと思いますけれども、その際に残すべき家財があるのであればその場に残せるのか、あるいは堆積場を設けるということでございますので、そのほかの分別をした廃材等と仮置き場に持っていけるかどうかというのは、業者と御本人との立ち合いの上で決めていただくというようなことになろうかというふうに思っております。

また、住宅助成の件で、国交省の安全ストック事業の関係でございますけれども、この辺についても、本町におけますは一とふる・りふお〜む事業、これがうまくリンクするのかどうかということも含めて調査研究をさせていただきながら、もしこれに該当していくというようなことであれば、国の助成制度をうまく活用させていただいた中で対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 2つ目の解体した後の住宅のそれぞれの持ち物の問題なんだけれども、問題はその置き場、今仮設の中には持ち込めない、狭くて。だけれども、どうしたらいいと。このときに、その物を入れる置き場を、物置き場をやっぱりつくってあげる必要があるんじゃないかと思うんだけれども、そのこのところだけちょっと確認させて。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 仮設住宅に搬入できないものの一時堆積という御質問でございますけれども、この個人所有のものについての保管場所ということになりますと、管理が非常に難しいのかなというふうに思っております。場所を設けてそれを私どもが管理をするというのは、管理面を含めて責任が持てるかというとなかなか難しい面もあるのかなというふうに思っておりますので、この点については対応できかねるというところでござい

すので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 管理ということになれば、そういう問題もあると思うんだけど、しかし、そんなに難しい管理も要らないんじゃないかという思いもありますし、いずれにしてもそういう人たちの持ち物で、いつか仮設にいる間どこかに保管しておきたいと、そういう場所が欲しいという場合には、ぜひそういうものを提供する、これは各地の被災の場でも行われている内容でもありますんで、ぜひ検討を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今課長が答えましたように、基本的に個人の財産というのはなかなか難しいところがあるのではございますけれども、実態として置いておけないというところもございます。その辺ちょっと、どのような扱いができるかももう少し庁内で検討してみたいというふうに思っております。

それと加えまして、先ほどのリフォーム助成の中にある安全ストックの耐震改修の関係でございますけれども、本町としてこの事業を既に持っておりまして、近年申し込み者がいない状況でございますけれども、こういった状況の中から新たな需要というのも出てくる可能性もございます。あくまでもこれは耐震改修ということで補修とは違いますので、その辺もきちっとアナウンスをしながら、ほかの助成事業とあわせて住民のほうに広く周知をして活用いただくような形で今後進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜ればというふうに思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） 1点だけちょっと確認をしておきたいんですが、先ほどの教育長の答弁の中で、文化財というか建物として布施旅館の維持を今後町としてやっていきたいというふうな話なんですが、民間のその持ち物を、持ち主がもうそれは取り壊してくださいと言っているにもかかわらず、町がそこに公費を入れて文化財として残していくというのはいかなものかなど。

さらには、これはさきの町長があるコメントの中で新聞に出たときに、町民の方々から大変これを残すのにはかなりの意味があると、そういうふうな意見が多々あったわけです。今、災害復旧の、先ほどから皆さんが議論している中にも本当にスピード感を持ってやっているのかということになると、私はこういうものを残すという定義がちょっと、町民に残す定義

をしっかりと示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

その件につきましては、家主さんとも話し合いました。いろんな意見はあるかと思いますが、やはり残してくれという町民の方々も実は存在しています。そういった部分では、明治43年の建物ですから、やはりむかわ町の歴史を見てきた建物ということで、この価値は大きいものだと感じております。ですので、そういった部分をいかに再生しながら活用していくことがむかわ町の魅力の一つになっていくかと私は思っております。そういった部分では、この布施旅館を、一つのやはり起爆剤になれるような価値があるということで、何とか残したいということで家主さんと話し合った結果がこういう形になっております。

それで、一任は受けておりますので、そういった部分できちんと話し合いを詰めてきました。それで、解体のほうも公費解体でやりますので、そういった部分で次の再生に向けてはどういった形がいいのかはこれから検討していきますので、そういった部分でまた皆さんのお知恵をかりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどから布施旅館の関係等々での御質問があったかと思えますけれども、このほかにおきましても、応急から復旧、そして復旧から復興へと今作業が進められているところで、まだまだ応急から復旧の段階のものも出てきております。

そこで、例えば今10番議員から出された、建物として例えば保存、継承、活用するよといったときの定義、それからこれからのビジョンはどうなっているのかということの御質問なのかと思います。

皆さんも御承知かと思えますけれども、これからさまざまな分野に向けての、復興に向けての総体的な計画、ビジョンというのを策定しなければなりません。復興計画の策定というのが、これはそれぞれの町に今定義づけられているところでもございます。その中での布施旅館の価値というところにつきましては、これは津川議員も御承知かと思えますけれども、明治20年代に旅人宿として、そしてその当時の政府の指定というんでしょうか、当時の北海道としての補助交通機関としての駅通にも指定されていると、開拓使もそこに臨んでいたというところの非常に貴重な建物としての明治、そして大正、昭和、平成といった中での一つの風情を漂わすような建物であるというのは御理解のとおりであるかと思えます。

そこで、先ほど申し上げました冒頭の行政報告でも触れさせていただきましたが、町内、残念かな、今回、むかわ町の被害の特徴として、市街地、町なかの商店、旧店舗も含めた中での建物が非常に損壊しているところでもございます。こういった町なかの再生をどうするのかといった視点での、例えば先ほどの布施旅館もあわせた中のそれをにぎわい、あるいはなりわいといった商店街の店舗の共同的な再建というのも含めた、これは先ほど冒頭で申し上げました復興計画の中で市街地、町なかの再建計画というのを、それに向けてのむかわ版のビジョンというのを策定しながら、議会の皆さんとも十分協議を図り今後に進めていきたいなと思いますので、その辺の定義もあわせて再整理しながら町民の皆さんに御理解いただけるよう努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） 今、これから町長はいろんな検討を加えながらこれらの保存に当たっていききたいと、これは十分理解できるんですが、そうすると、それを一般的にどう公開できるような建物にして保存していくのか、そのあたりがきちっとしなかったら、ただ復興しますよと、ただ、先ほど山本課長のほうからあの建物は全壊でなく半壊だというふうなことであったので、そのあたりはどういうふうこれから再生しようとしているのかちょっとまだわかりませんが、いずれにしてもやはりそこを、むかわのまちづくりの拠点とか歴史の拠点として持続してやっていきたいということで御理解してよろしいですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 繰り返しの答弁になりますけれども、今回の布施旅館周辺というんでしょうか、そういったところの土地利用ということも含めて、このたびの災害に向けての復旧・復興の再建継承、さらにはただ建物をそのまま残すのではなくて、その建物に命も吹き込もうと、活用をどうしていくのかと、残した後ですね、継承した、そういった活用も含めて、復旧・復興から次の時代も見据えた中での地方創生に結びつくような建物形態、土地利用、そういったものを再生計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） ここに該当する部分がないというのは、強いていえば支援事業なのかなと思います。1点だけお墓の件ですけれども、お聞きしたいと思います。

前回質問を、答弁の中では、墓じまいをするときには中村砂利に持っていけばよろしいん

じゃないかという答弁を受けたんですけれども、これは林野庁の問題で産業廃棄物と指定されて、国の事業として、国の事業と町の事業とすれば折半で、あと最終的には交付金の何かで95%、要するに町の持ち出し金も4.3%ぐらいだと思うんですよね。これはもう高齢者の方からもかなり多くの声が上がっているんですよね。

そういう意味で、更地までいかななくてもその上の部分を運搬、かなりお金かかると思うんですよ。やっぱり重機なんか持ってきて廃棄をしなければいけないということで。それはやっぱり国が、環境省だと思いますけれども、そういう事業を通して町の で4.3%だろう、95%ほど国のほうからお金が出るということですので、ぜひこれを具体的に進めて、今やっているのとかそういう宣伝もしてもらいたいと思うし、もう既に墓じまいされる方も多いと思いますので、そういう方については、もしやるとしたら、領収書等なんかで請求すればもらえるのかどうか、その辺をちょっと質問して、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） お墓の件についてお答えをしたいと思います。

基本的にお墓を再生するという事業は、私どもないというふうに考えてございます。

ただ、廃棄物の処理という点においては、この点については、先般も舞良議員に御説明をしたところでございますけれども、廃棄物を処理する場合に無料で処理ができるということで、平取町外2町の衛生施設組合のほうで、廃棄物を処理する場所として平取町にある廃材置き場のほうに持ち込むような形で御紹介申し上げているというところでございますので、その点についてはお金がかからないということだと考えてございますので、このお墓に対する補助、助成制度というものについては承知してございませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 975番事業番号の被災地の応急処理に関して、その応急処理助成事業として今回このようなことが出てきたことは大変喜ばしいことだと思うんですが。

ただ、この資料の中、5ページの中にも書かれていましたけれども、参考としてこういうようなほかにも助成される方法がありますよと、生活支援事業被災住宅の応急修理とか、これから実はやはり漏れてくる、先ほどからもありましたけれども、一部損壊というところに位置する方々がこれから、最低限これでいけばマックスでも10万円か20万円というような修理費用ということになるわけですけれども、一部損壊の方で自分で我慢して住みなさいよと

いう方々はいいんですけれども、例えばそういう事業をなさっている方々が自費で修理して、とても1,000万も2,000万もかかるような事業をしている方々に我慢して使いなさいよというわけにはいかないような、これからこの事業から漏れてくるところがやはりあるというのは把握されていると思うんですけれども、その辺、一部損壊に対しての、解体したいというような方が実はいらっしゃいますけれども、その辺の対応というのは、今後とも今のまま何もできないというのが現状なんですか、それとも何か考えていらっしゃいますか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） まず、今重要なのが生活者といいますか、普通の生活にいかにか早く戻っていただくかというところを最重点課題として今取り組んでいるところであります。そういった中で、こういった新たな制度も設けさせていただきながら、少しでも平常に戻っていただくというところであります。

加えて、産業の復興というか、そういったところも必要になってこようかと思えます。そういったところは、農業なり商業、工業含めましていろいろ制度もございますので、そういった制度の活用ですとか、さらにそういったところに漏れてくるものについてはどのような手当ができるか、例えば町のほうで要望しております復興基金のようなものがもしも創設されるのであれば、またそういったものの中から拾い上げていくとか、またそういうことも今後考えられるのかなというふうに思っております。いずれにしましても、今あるものから随時やっていくということでございますので、御理解を賜ればというふうに思えます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） もう少しピンポイントでお話しすると、やはり一部損壊で事業が継続不可能だという方が解体をしたいというような場合には、今のところの状況の中では手当はないというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 一部損壊についての解体する助成というか、そのことについては、現在のところ考えてはございません。

○7番（野田省一君） 一部損壊に対する解体費用のこと、それは半壊さえもそういう状況になっていないんだよ。

○副町長（渋谷昌彦君） これは、そうなりますと個人の事情に応じたことに対する全ての補助ということになりますので、そこまではちょっと拡大できないのかなと思っておりますので、御理解をいただければというふうに思っています。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから5ページまでの1総括、2歳入全般についてと、議案書つづり13ページから16ページ、予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2表地方債補正までの全般についての質疑ありませんか。

12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 歳入のうちの寄附金についてなんですけれども、この資料によりますと、今回3,340万が上積みになって7,560万になりましたと、こういうことなんですけれども、これの内訳につきまして、先ほどの前の議案の中で、これは梅津主幹だったかな、説明の中で、これは寄附金と義援金に分かれるんですよという説明があったんですけれども、それで質問なんです、この7,560万の中に義援金と寄附金を含んでの数字なんですか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） ただいま寄附金の件についてのお尋ねの件でございます。

これにつきましては、ふるさと納税、そしてまた指定寄附の分ということでございまして、義援金の部分については、ここには位置づけをされない。歳入歳出外会計で受けているお金ということになりますので、ここはふるさと納税と一般指定寄附の寄附金ということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） そうしますと、義援金はどこでどういうふうに処理、保管しておられるのか。保管といいますか、管理というんですか、大変非常にありがたい話ですから大事にしなきゃならんと思うんですけれども。

それともう一つは、この義援金も含めて先ほど災害義援金配分委員会というのを決定したわけなんですけれども、ここにおいて副町長以下11名でもって決めていくということなんですけれども、そこにこの義援金も含まれていくんですか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 義援金につきましては、町の歳入ということにはなりません。

これについては、被災者の方に向けて寄附をいただいているというお金でございますので、町の会計、お財布の中には歳入歳出外というところで、入ってきたお金をそっくりこの義援金配分委員会の中で検討していただいて配分をすると、全て配分をしていくという考え方に

なっております。そういうことでございますので、この一般会計の中の歳入というところには入ってこないというところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○12番（中島 勲君） わかりました。

○議長（小坂利政君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書1ページから3ページまでの収益的収入、収益的支出、資本的収入、資本的支出全般についてと、議案書つづり17ページ、18ページの予算総則全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第55号の質疑を終わります。

これから議案第54号から議案第55号までの2件について討論を行います。

なお、討論の順序は議案番号順とします。

まず、議案第54号について原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第54号の討論を終わります。

次に、議案第55号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第55号の討論を終わります。

これから議案第54号から議案第55号までの2件について採決します。

なお、採決は議案番号順とします。

お諮りします。

議案第54号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第4回むかわ町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 零時 14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員